

令和3年度 第1回東御市児童館運営委員会

開催日時 令和4年2月18日(金)

会議形態 書面会議

会議事項

1 委員会構成 <別添名簿参照>

- (1) 委員の委嘱
- (2) 委員の任期
- (3) 会長及び副会長の選出について【書面議決項目①】

2 議事

- (1) 令和3年度各児童館の運営状況について【書面議決項目②】
- (2) 令和4年度児童館事業計画について【書面議決項目③】

3 報告事項

- (1) 和児童館の移転新築事業について
- (2) 令和3年度中における児童館の目的外利用状況について

令和3年度 児童館運営委員会名簿

任期2年間（令和4年2月18日～令和6年2月17日）

■委員

氏名	選出区分	備考
下村 征子	東御市教育委員会	
牛越 宏江	東御市校長会（北御牧小学校長）	
土屋 千夏	民生児童委員協議会 （滋野地区主任児童委員）	
上原 泉	ボランティア団体 （おはなしはらっぱ代表）	
後藤 富美男	東御市子ども会育成連絡協議会 （しげの里づくりの会青少年育成部会長）	
藤井 陽子	田中児童館利用児童保護者代表	
依田 のぶ子	滋野児童館利用児童保護者代表	
松澤 磨結子	祢津児童館利用児童保護者代表	
白井 千恵	和児童館利用児童保護者代表	
唐沢 綾子	北御牧児童館利用児童保護者代表	

■事務局

教育次長	坂口 光枝	田中児童館長	大塚 洋子
教育課長	山邊 修	滋野児童館長	土屋 昭江
青少年教育係長	増田 賢一郎	祢津児童館長	遠山 かえで
青少年教育係主任	上野 麻紀	和児童館長	荒井 哲雄
		北御牧児童館長	今井 市代

1 委員会構成

(1) 委員の委嘱について

東御市では、東御市児童館条例第 15 条に基づき、児童館の適正かつ円滑な運営に資するため、東御市児童館運営委員会を設置し、児童館運営について年 1 回程度の会議を開催しております。

運営委員会の委員は、東御市児童館条例施行規則第 7 条により、行政機関、教育機関、市民団体及び識見を有する者等のうちから選出し、市長から委嘱をすることとなっております。

この度、それぞれの団体より推薦いただきました下記の方々に運営委員会の委員として委嘱させていただきます。なお、委嘱書の交付につきましては、今回は書面会議のため、各委員に郵送をもって交付とさせていただきます。

氏 名	選 出 区 分
下村 征子	東御市教育委員会
牛越 宏江	東御市校長会（北御牧小学校長）
土屋 千夏	民生児童委員協議会（滋野地区主任児童委員）
上原 泉	ボランティア団体（おはなしはらっぱ代表）
後藤 富美男	東御市子ども会育成連絡協議会 （しげの里づくりの会青少年育成部会長）
藤井 陽子	田中児童館 利用児童保護者代表
依田 のぶ子	滋野児童館 利用児童保護者代表
松澤 磨結子	祢津児童館 利用児童保護者代表
白井 千恵	和児童館 利用児童保護者代表
唐沢 綾子	北御牧児童館 利用児童保護者代表

(2) 任期について

東御市児童館条例第 16 条により、令和 4 年 2 月 18 日から令和 6 年 2 月 17 日までの 2 年間となります。

○東御市児童館条例（平成 16 年 4 月 1 日条例第 104 号）

（組織及び任期）

第 16 条 前条の運営委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(3) 会長及び副会長の選出について

東御市児童館条例施行規則第8条で、「会長及び副会長を置き、委員が互選する」ことが規定されています。

(選任案)

役 職	委員名	選 出 区 分
会 長	下村 征子	東御市教育委員会
副会長	後藤 富美男	東御市子ども会育成連絡協議会 (しげの里づくりの会青少年育成部会長)

(選任理由)

書面開催により互選の実施が難しい状況のため、会長及び副会長を選出するにあたり、事務局としましては、これまでの経過を踏まえ、前回任期から引き続き、会長を下村征子委員に、副会長を後藤富美男委員をお願いすることを提案させていただきます。

2 議事（1）令和3年度各児童館の運営状況について

《はじめに》

児童館は、児童に健全な遊びを提供するなかで健康増進や情操を豊かにすることを目的とする施設です。市内の5小学校区単位に整備されています。

東御市では、児童館を利用する児童を「登録児童」と「一般児童」に区分して受け入れています。

登録児童：保護者が迎えに来ることを前提に下校時刻以降も施設を利用できる児童
 一般児童：学校の下校時刻まで利用できる児童で、下校時刻までに児童館を退館し自分で歩いて帰宅します。

施設の規模を上回る利用者があることを想定し、田中・滋野・柵津児童館については、登録児童を3年生以下に制限しています。

■場所・利用時間

児童館(TEL)	場所	利用時間	
		平日	土曜日・ 小学校長期休暇期間
田中児童館(63-5968)	田中小学校東	13:30～17:30	9:00～17:30
滋野児童館(64-0021)	滋野郵便局南		
柵津児童館(62-5171)	柵津保育園隣接		
和児童館(64-3704)	海善寺仲よし公園北		
北御牧児童館(67-3676)	北御牧庁舎隣接		

1 田中児童館

(1) 登録児童数及び利用状況

令和4年1月末時点

学年	1年	2年	3年	合計	学校登校日 利用平均	長期休暇中 利用平均	土曜日 利用平均
登録児童数 (R3)	52	36	35	123	47	21	0
(R2)	38	47	37	122	46	8	0.2

(2) 年間行事

実施日	行事	活動内容	参加者数
4/12	ようこそ1年生	1年生にティッシュペーパーの箱で作ったミニバックをプレゼント。	35
5/25	おりがみ(1年生)	季節の壁面飾りとして「あじさい」を製作	22
6/3	避難訓練	児童館の給湯室からの火災を想定。	50
6/15	おりがみ(1年生)	七夕の壁面飾りとして「おりひめ・ひこぼし」を製作。	26
8/2	夏休み工作と実験体験	青少年教育係指導でペットボトル飛行機の製作。 「空気砲」を実演。	33
10/12	おりがみ(1年生)	秋の壁面飾りとして「どんぐり」と「きのこ」を製作。	21
10/21	避難訓練	地震を想定した訓練。大雨の時の避難の仕方の話もする。	58
10/26・ 27・28	ハロウィーン製作	トイレットペーパーの芯を使い、「黒猫」を作った。	55
11/16・30	クリスマスリース製作 (1年生)	クリスマスの壁面飾りとして、おりがみでリース・サンタクロースを作り、星やリボンなどを飾りつけた。	32
12/7・13	クリスマス製作	牛乳パックで「トナカイ」のバックを作った。	64
1/6	おりがみ(冬休み)	お正月の壁面飾りとして「羽子板」「追羽根」「こま」などを製作。	5
1/11～	プレゼント制作	3年生へ感謝のプレゼント、新1年生へのプレゼントを製作。	1・2年生
2/1	おりがみ(1年生)	季節の壁面飾りとして「おひなさま」を製作。	
2月	ポスター作り(3年生)	各部屋に貼る「きまり」や「避難のしかた」のポスターを3年生に新しく書きなおしてもらった。	3年生

※「おはなしはらっぱ」の皆さんによるおはなし会を考えていましたが、新型コロナウイルス感染対策のため実施できませんでした。

※市主催の「元氣塾」が10/13の放課後、田中小学校で行われ、希望児童(8名)が参加しました。

(3) 令和3年度のまとめと反省

ア 利用状況について

- ・平日は45～55人ほどの利用でした。
- ・学年別内訳は、1年生50%、2年生28%、3年生22%
- ・夏休みの利用者は、延べ401人(16日間・うち高学年延べ44人)、冬休みの利用者は、延べ30人(4日間・うち高学年0人)でした。
- ・土曜日の利用は、ほぼありません。
- ・保護者の希望で高学年の兄姉の迎えで歩いて帰る人は、1年生9人、2年生4人、3年生5人です。下校時刻が違う兄弟が、一緒に帰るための待ち合わせ場所となっています。

イ 児童館の活動について

- ・例年、1年生は、他の学年より下校の早い火曜日に集まり、施設の使い方や遊びのきまりを確認しています。この1年生の集まりを行うことで話を聞く態勢ができ、きまりを皆で守ろうとする姿が見られるようになりました。
また、玄関ホールを飾る、季節の壁面飾りも火曜日に製作してきました。1年生らしく季節をにぎやかに彩ってもらいました。
- ・体育室の遊びは15分ごとの交替制です。子どもたちのやりたいことを聞き、遊びの順番を決めて活動します。ドッチボールと鬼ごっこが人気です。交替の時には、「後、何分で終わりだよ。」「次は〇〇をするよ。」など、職員が時間の予告(タイムスケジュール)をしています。これにより、子どもたちも気持ちの切り替えをしたり、過ごし方を自分で考えたりできるようになってきました。
- ・外遊びでは砂遊びが人気です。ほかにも鬼ごっこ、「だるまさんがころんだ」などの遊びで楽しんでいます。
- ・牛乳パックやお菓子の箱などを職員や保護者の協力により集め、工作をしたい子どもたちが自由に使っています。工作の本を見て作ったり、自分のアイデアで作ったりと子どもたちの「わくわくの時間」となっています。

ウ 児童館で注意していること、対応について

- ・コロナ感染対策として、子どもたちが触れる机・椅子・柵・遊具・文具・手洗い場の蛇口やトイレなど、来館前と終了時、毎日消毒をしています。子どもたちには来館時の検温と手指消毒(手洗い)、マスク着用、むやみに大声を出さない、長期休みにはお弁当をしゃべらないで食べる(黙食)など、気をつけてもらっています。暑い夏も寒い冬も換気のため、常時窓を開けている状況です。また、冬は乾燥防止のため濡らしたタオルをつるしています。
- ・子ども同士でトラブルになると、すぐ仲直りできない子が多いため、解決までの対応にかなりの時間を要します。その間、他の子どもたちの様子が見えづらくなるので、お互いに声をかけるなど職員間の連携には気を使っています。トラブルがあった時には、解決(仲直り)したとしても、内容を職員で共有して、その後の対応を考えるようにしています。
- ・他の子に迷惑をかけたり、いじわるをしたりといった行動が毎年増えています。その都度、職員から子どもたちに話をし、状況によってはお家の方にもお伝えをして、お家でもお話していただきました。また、気になる事柄については、早めに小学校の様子も伺いながら教頭先生や担任の先生に相談しています。今後も保護者・学校との連携を持ち、子どもたちが安心できる居場所となるようにしていきたいと思えます。

2 滋野児童館

(1) 登録児童数及び利用状況

令和4年1月末時点

学年	1年	2年	3年	合計	学校登校日	長期休暇中	土曜日
					利用平均	利用平均	利用平均
登録児童数 (R3)	24	14	17	55	37	32	0.3
(R2)	17	14	20	51	32	10	0.9

(2) 年間行事

実施日	行事	活動内容	参加者数
4/12	児童館のきまり	1年生に対し、児童館のルール説明をする。	18
4/21	児童館のきまり	児童館ルール、体育館の遊びの内容・時間割を話し合う。	47
5/27	避難訓練	火災の避難訓練。避難経路・避難場所の確認	40
8/4	工作教室	青少年教育係指導による工作、実験を体験	34
9/22	避難訓練	土砂災害を想定。避難経路、避難場所の確認	33
10/27～29	ハロウィンを楽しもう	英語で合言葉を言う。	53
11/26	避難訓練	地震を想定。地震発生時の行動・避難経路、場所の確認	39
12/13～17	クリスマスツリー制作	まつぼっくりでクリスマスツリーを作る。	58
2月	ボッチャ体験	ボッチャを体験してルールを知り楽しむ予定	
3月	お楽しみ会	簡単なゲームで楽しむ予定	

(3) 令和3年度のまとめと反省

ア 利用状況について

コロナ感染対策として、放課後居場所（自宅、祖父母宅等）がある児童については、児童館利用をできるだけ遠慮していただいたが、感染状況が少しずつ落ち着きを見せ始めると来館者が多くなりました。

- ・7/26（月）～8/19（木）夏休み。平日の来館者数延べ582名（1日平均36名）
- ・7/26（月）～7/29（木）小学校プール開放日延べ114名参加（26日は中止）
（例年の夏休み利用状況と変わらない来館者。）
- ・12/27、28（火）～1/6（木）冬休み。来館者延べ82名（1日平均16名）
- ・4年生については、1日平均4名来館。（低学年の兄妹が多い）
- ・11/17・24 元気塾 8名参加
- ・1/7・12（予備日） 自宅タブレット授業 来館者少数

イ 児童館の活動について

- ・児童館での遊びの内容、時間割、館内でのきまりを子ども達と協議の上決めています。（長期休業中それぞれの期間において全て）
- ・4時半までの体育館の利用は15分ごとに時間割で決まっています。以降は、大縄跳び、おにごっこなどで遊んでいます。（なるべく全員で遊べるように声かけをしています。）
- ・児童館のルールについて入学したての1年生にも理解しやすいように、良い行動・望ましい行動に○、してはいけない行動については×を付した張り紙を遊戯室をはじめ各部屋に掲示しています。
- ・ドッジボールクラブに加入している児童が4名いるため、ドッジボール熱が高く、他の児童への影響も大きくなっています。時に勝負にこだわり過ぎる場面があり、児童館でのドッジボールは、みんなが楽しく参加できることが目的であり、勝負は関係ない事、児童館職員は公式の判定はできない事をその都度伝えてはいますが、つつい夢中になり勝負にこだわる様子がみられます。
- ・上級生がいる事により、児童館での遊び方のルールを自然と学んだり、始め消極的だった下級生に声かけをお願いし、一緒に遊ぶことになり、他の友達とのかかわりも増えています。
- ・3密にならない行事のみをおこないました。

ウ 家庭や学校との連携について

- ・児童館での児童の様子、来館した児童から知り得た下校時のトラブルや危険な行動などについては、各学級担任に連絡し、保護者に報告をしています。
- ・トラブルが発生した場合、関係している児童全員から話を聞き、原因をつきとめ、その日のうちに関係した全員が納得いく解決ができるようにしています。児童だけでの解決ではわだかまりが残っているように見える時には、迎えに来たお家の方にも事情を話し、家庭での指導をお願いしています。場合によっては学級担任にも報告をしています。

エ その他

- ・来館時に検温、手指消毒、マスク着用を徹底しています。
- ・活動の途中で手洗い、手指消毒、使用した道具の消毒をしています。

3 柵津児童館

(1) 登録児童数及び利用状況

令和4年1月末時点

学年	1年	2年	3年	合計	学校登校日 利用平均	長期休暇中 利用平均	土曜日 利用平均
登録児童 数(R3)	30	26	34	90	50	13	0.1
(R2)	28	32	23	83	46	5	0.2

(2) 年間行事

実施日	行事	活動内容	参加 者数
4月	新年度集会	1年生を対象に児童館のきまりを説明	30名
6/29	避難訓練	出火を想定し、避難訓練、通報訓練を行った	54名
7/28	夏休み工作	夏休み中の利用児童を対象にペットボトル工作・実験を行った（青少年教育係主催）	17名
7/30	シャボン玉遊び	夏休み中の利用児童を対象に <u>口で吹かないタイプ</u> のしゃぼん玉を楽しんだ	27名
10/18～29	ハロウィン工作	トイレットペーパーの芯と折り紙を利用し、くろねこを作成した。製作期間を長くして、1日を少人数で行う。廊下に折り方を掲示し、折り紙でかぼちゃとおバケを折りました	43名
10/19	避難訓練	土砂災害を想定して、訓練を行った	51名
11/29、30、 12/2	ドッジボール大会	2年ぶりに学年別でドッジボール大会を行った	71名
12/1～25	クリスマス折り紙	サンタクロース・クリスマスツリー・ベル・柵を折り紙で折る。廊下に折り方を掲示し、見ながら折りました	80名
2月	ドッジボール大会	学年別対抗 予定	
2月	避難訓練	地震を想定しての避難訓練 予定	
3月	3年生送る会	未定	

※今年度は【おはなし はらっぱさん】による読み聞かせは全て中止とさせていただきました

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は感染状況を確認しながら、感染対策を徹底し、行事を増やしました

(3) 令和3年度のまとめと反省

ア 利用状況について

- ・平日の平均利用は50名。(内訳：1年生23名、2年生15名、3年生12名)
- ・3年生は、6時間授業のため(月・火・木)の利用が少なくなります。
- ・夏休みの利用者は延べ228名(平均利用者15名)
- ・土曜日の平均利用は0.1名。

イ 児童館の活動について

- ・体育館の利用は30分の予約制です。ドッジボールと一輪車が人気でどちらかの利用が主です。1年～3年まで異年齢で楽しくドッチボールの試合をしています。
- ・外遊びは4時までの利用です。砂場遊びが人気ですが、昆虫採集も人気です。外で元気に学年を超えてリレーをしたり、おにごっこをしたり、庭の隅に秘密基地みたいな空間を作り楽しんでいます。学校で練習していること、とくになわとびを児童館でも継続して実践しています。
- ・バスを利用して帰宅する児童もいますので、乗り遅れないように声をかけます。
- ・工作やおりがみが大好きです。自分が納得いくまで作り上げることができるので「達成感」が味わえます。季節のおりがみや工作を行事として取り入れるようにしています。

ウ 家庭や学校との連携について

- ・友達とのトラブルは原因を突きとめるため双方または周りの話を聞きとり調査をして、解決に至ります。ケガはもちろん心情的な問題になったときは、おうちの方に話をして、家庭でも話をしてもらうようお願いしています。
- ・学年だよりを学校側からもらい、バスの時間、下校時間を確認しています。また、毎月発行している児童館だよりを配布していただくようお願いしています。
- ・児童館までの下校時のトラブルやケガがあった時は担任の先生または教頭先生に報告をし、学校側でも指導をしていただいています。

4 和児童館

(1) 登録児童数及び利用状況

令和4年1月末時点

学年	1年	2年	3年	小計	4年	5年	6年	小計	合計
登録児童数 (R3)	12	16	7	35	6	3	4	13	48
(R2)	19	13	11	43	5	7	3	15	58

年度	学校登校日 利用平均	長期休暇中 利用平均	土曜日 利用平均
R3	12	10	1.2
R2	18	9	1

(2) 年間行事

実施日	行事	活動内容	参加者数
4/14	1年生を迎える会	1年生に児童館の過ごし方などのアドバイス	23
10/25	避難訓練	隣家の火事を想定。仲よし公園に避難。	11
2月	避難訓練	地震を想定した避難訓練	
4/12～20	安全登館指導	学校引率：学校から陸橋 児童館引率：陸橋から児童館	
5月前半	母の日工作	折り紙で母の日プレゼント	
6月後半	工作	牛乳パックでペン立て	
10月後半	リースづくり	自然の樹木・草・花で作るリース	
12月後半	クリスマス工作	折り紙でクリスマスの館内装飾	
長期休暇中			
	時間割の設定	学習時間、昼食・昼休み、掃除の時間を設定	
8/3	夏休み化学実験	青少年教育係による科学実験と工作	8
適宜	頭のストレッチ	まちがい探し、ナンプレ、クロスワード	
	工作	自由工作、ビーズ、バルーンアート、ブーメランなど	
	クイズ	○×クイズ	

(3) 令和3年度のまとめと反省

ア 利用状況について

- ・学校と離れた立地で利用者が限定されるため、6年生まで利用対象にしていますが、自粛基調であったせいか、登録数・利用者数とも例年以下の状況でした。

イ 児童館の活動について

- ・小規模施設で部屋が小さいため、ゲームなどで楽しみたい活動が勝り、静かに過ごす活動が困難です。
- ・感染予防として、マスク着用、手洗い・うがいの励行の他、むやみに騒がないように見守り、指導しています。
- ・体育館の利用は15分毎の予約制です。体格差や能力差はあるものの、異なる学年の子がお好みの活動を一緒に楽しんでいます。
- ・一緒に遊ぶことで、児童館での過ごし方を、上級生から学んでいるように思われます。
- ・避難訓練は低学年を中心に実施しています。
- ・各種行事は、児童館で長時間過ごす時の、子どもたちが飽きない工夫として実施しています。

ウ 学校との連携について

- ・児童館だよりを適宜作成し、学校配布の形で1～3年及び必要児童に渡しています。学校からは学年だより等をいただき、各種行事や時間等を確認しています。
- ・児童館での対処が難しい事柄については、学校に連絡を取っています。

エ その他

- ・児童館は学校から1.7km程離れているので、子どもたちが着くまで心配です。幸い事件や事故は起きていませんが、転倒による怪我をして来る子が多くいます。また、道草なども耳にしています。その都度注意をし、必要に応じ小学校に連絡するなどしていますが、今後も事故や怪我などが起きないように注意を促したいと思います。

5 北御牧児童館

(1) 登録児童数及び利用状況

令和4年1月末時点

学年	1年	2年	3年	小計	4年	5年	6年	小計	合計
登録児童数 (R3)	24	29	30	83	28	25	26	79	162
(R2)	27	31	26	84	24	26	45	95	179

年度	学校登校日 利用平均	長期休暇中 利用平均	土曜日 利用平均
R2	96	27	3
R3	92	11	1.3

(2) 年間行事

実施日	行事	活動内容	参加者数
4/13	新年度集会	児童館のきまりや過ごし方についての説明・確認。 (1年生のみ参加・・・給食開始日)	20
5/11	1年生歓迎会	「プレゼントゲットゲーム」で1年生を歓迎する。 (1年生のみ参加)	31
6/16	避難訓練	地震による火災を想定し、通報、避難、消火訓練。 (全児童参加)	118
7/27	大掃除	庭の石拾いと草取り作業を行う。	55
7/28	夏休みワクワク体験	青少年教育係指導で「ペットボトルロケット」制作、「空気包」実験。	56
9/15	避難訓練(災害)	土砂災害を想定した訓練。(靴を履き、庭に避難)	124
11/24	避難訓練(火災)	地震による火災を想定した訓練(大日向駐在所署員指導)	112
1~2月	制作活動	6年生へのプレゼント制作。	予定
2/25	6年生ありがとう	「ありがとう」の感謝を込めた楽しみを届けます。	予定
3~4月	制作活動	新1年生へのプレゼント制作。	予定

※例年行っていた放課後子ども教室は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため状況改善するまで見合わせたため行っていません。

市の主催で「元気塾」が開催されました。放課後を利用し10/20北御牧小学校で行われ希望児童18名が参加しました。(コロナ感染拡大防止のため、他日は中止となりました。)

(3) 令和3年度のまとめと反省

ア 利用状況について

- ・今年度は、162名の児童館登録数と27名のクラブ登録数があり、小学校児童数196名のうちほとんどの児童の登録がありました。保護者の就労、待ち合わせ、バス待ち等、またコロナ禍の影響もあり利用児童も多く、クラブ児童を含めると毎日120人を超える児童の利用がありました。
- ・2017年7月に開所した児童クラブも今年で4年目となり、利用児童達は共有施設の中で館、クラブの違いを理解し、遊びや学習等を仲良く一緒に行っています。
- ・昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来館時は手指のアルコール消毒やマスク着用、検温等で児童の健康管理に努め、また館内の定期的室内消毒清掃や換気をし、「三密」を避けるため遊びを分散するよう声掛けや工夫をし、大勢の児童が安心・安全で遊べる環境に配慮し、楽しめる居場所となるよう職員が連携して、「報・連・相」で児童の見守りに努めました。
- ・小学校の行事(参観日・懇談会)等で、下校が早い日の利用が多いです。

イ 児童館の活動について

- ・新型コロナウイルス感染が増加傾向にあっても日々120人前後の児童利用がありました。3密(密集・密接・密閉)防止が難しい状況のため、マスク着用や間隔をあけての遊び、外遊びの誘い等声掛けをすると、仲間と一緒に楽しみ方を工夫し、学習や遊びをしている児童の姿も見られました。
- ・放課後の開放感もあり、子ども達は時に自分の思いをぶつけトラブルになることも多々あります。多年齢が群れて遊ぶ中で、次第に相手の気持ちを思いやれる心も育ってきました。児童館は、学校とは違った社会性を学べる大切な場であると感じます。
- ・例年、地域のボランティアの皆さんの好意で行われていました放課後こども教室(手話、将棋、昔あそび、おもちゃ作り)は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催することができませんでした。

ウ 学校との連携について

- ・小学校から「学校・学年だより」を届けていただいているので、下校時刻や行事、児童の様子などを知ることができました。また、各学年の先生方が見回りに来てくださり、情報の共有や連携をとることができました。
- ・児童のトラブル等で相談をすると、児童に合った対応策や保護者対応等を細かく教えてくださり、参考になり助かっています。

エ その他

- ・1年生から6年生までの多年齢が触れ合える場所である児童館、地域の子ども達にとっての安全地帯となる児童館を目指し、地域の方のご理解・ご協力を得ながら、職員が連携して児童が楽しめる居場所を築いていきたいと思っております。

6 各児童館に寄せられた意見について

令和3年12月1日（水）から12月24日（金）まで各児童館に意見箱を設置し、児童館の運営に関して意見を募集しました。寄せられた意見の概要は次のとおりです。

寄せられた意見については、今後の児童館運営の参考にするとともに対応方法を検討してまいります。

【田中児童館】

- ・いつも優しく受け入れて頂き、安心して預けることができる。
- ・3年生までではなく高学年まで利用させてほしい。
- ・小学校休校日の児童館開館時間を早めてほしい。仕事の都合上9時からでは遅い。
- ・トイレを洋式化してほしい。
- ・現在の場所で新築してほしい。

【滋野児童館】

- ・学校の近くに建て直してほしい。

【柵津児童館】

なし

【和児童館】

なし

【北御牧児童館】

- ・いつも手厚く見ていただき感謝している。子どもは児童館に行くのが毎日楽しみな様子である。閉館時間ぎりぎりの日も多いが、笑顔で迎えてくれることも有難いと思っている。
- ・子どもは児童館は楽しいと言っている。他の学年の子どもも遊んでいるようで楽しい様子。17時30分まで開館してもらって助かっている。
- ・きちんといつもあったことを説明してもらえて助かっている。
- ・先生方のネームがわかりづらい。改善してほしい。
- ・児童館の玄関がいつも靴でいっぱいの間違えられたことがある。なんとかならないか。
- ・冬場の駐車場から児童館までの階段が濡れていたり凍結すると滑りやすく危ない。
- ・お迎えのときに児童館横のJA前の駐車場に止めさせてほしい。祖父母の方のお迎えもあり階段の上り下りが危険な場面がある。
- ・庭に石が飛び出していてつまずいたり転んだりしていて危ないので整備してほしい。
- ・用事があり早朝から預けたい場合等、時間割で利用料を支払うなどして利用できるようにしてほしい。
- ・小学校長期休暇の際の児童館開館時間を8時30分からにしてほしい。児童クラブに預けるほどではないが、朝30分ほど早く預けないと仕事に間に合わない。
- ・小学校休校日の開館時間を朝9時ではなく、8時にしてほしい。朝の受け入れが朝9時からだと用事が間に合わないため。

2 議事（2）令和4年度児童館の事業計画について

活動目標

「安心・安全な居場所を提供し、心身ともに健やかな児童の育成をはかる」

- (ア) あいさつ・返事のできる子の育成。
- (イ) 思いやりの心を持ち、友達と仲良く遊べる子どもの育成。
- (ウ) 自分のことは自分でする、自立できる子の育成。
- (エ) 遊びを通して、自主性や社会性を身につける。
- (オ) 児童館の施設（遊具など）を大切に使う。

1 田中児童館

実施月	行事	活動内容
4月	1年生歓迎会	利用の仕方や遊びのルール確認。プレゼント。
5月	避難訓練	火災を想定した訓練を実施。
6月	おりがみ	梅雨時のモチーフのおりがみ。
7月	七夕制作	折り紙の飾りや短冊に願い事。
8月	リサイクル工作	身近な材料で遊べるものを制作。
9月	避難訓練	地震を想定した訓練を実施。
10月	おりがみ	ハロウィーンの制作。
11月	クリスマス壁面飾り	壁面にクリスマスの飾り付け。
12月	クリスマス工作	クリスマス飾りの制作。
1月	お正月あそび	かるた、こま、すごろく等。
2月	制作	3年生へ感謝のプレゼント制作。
3月	3年生を送る会	3年生とのお別れ会。

※ボランティア「おはなしはらっぱ」の皆さんのおはなし会は、コロナの流行の状況をみて依頼したいと思います。

2 滋野児童館

実施月	行事	活動内容
4月	新年度集会	利用の仕方や遊びのルール確認。
5月	1年生を迎える会	自己紹介、簡単なゲーム。
6月	避難訓練	火災を想定した訓練。
8月	工作	身近な材料で遊べるものを制作。
9月	避難訓練	地震を想定した訓練。
11月	ドッジボール大会	学年ごとに2チームに分かれて対戦。
12月	クリスマス制作	クリスマスカードを制作する。
1月	お正月遊び	昔ながらのお正月遊びを楽しむ。
2月	ドッジビー大会	学年ごとに2チームに分かれて対戦。
3月	お楽しみ会	遊びの発表やゲーム遊びを楽しむ。

3 柵津児童館

実施月	行事	活動内容
4月	1年生を迎える会	新1年生を迎えて自己紹介。
5月	避難訓練	火災を想定し、避難訓練を実施。
6月	ドッジボール大会	学年別に分かれ、対戦。
7月	工作	夏休み中の時間を利用して工作。
8月	運動遊び	夏休み中、体を使って、異年齢交流
9月	避難訓練	地震後の火災を想定し、避難訓練を実施。
10月	ハロウィン工作	身近な材料を使って工作。
11月	ドッジボール大会	学年別に分かれ、対戦。
12月	クリスマス工作	未定
1月	方言カルタ大会	方言カルタを使ってカルタ遊び。
2月	ドッジボール大会	学年別に分かれ、対戦。
3月	3年生を送る会	未定

※毎月、ボランティアの皆さんのご協力でおはなしの会を予定しています。

4 和児童館

実施月	行事	活動内容
4月	1年生を迎える会	利用上の説明と、上級生との交流会
6月	避難訓練	火災などの災害を想定した訓練
11月	避難訓練	地震などの災害を想定した訓練
	長期休暇	時間割による活動 館内清掃 特別企画による各種行事

5 北御牧児童館

実施月	行事	活動内容
4月	新年度集会	児童館のきまりや過ごし方についての説明・確認。
5月	1年生歓迎会	6年生の進行で1年生を迎える。
6月	避難訓練（火災）	火災を想定した訓練。
8月	ワクワク工作	夏休み中に遊べるおもちゃ制作。
9月	避難訓練（災害）	土砂災害を想定した訓練。
10月	避難訓練（火災）	地震による火災を想定した訓練。
11月	お楽しみ会	語り、ゲーム、観賞会。
12月	天体観察	冬の星空観察。
1・2月	プレゼント制作	6年生へのプレゼント制作。
2月	6年生を送る会	6年生に感謝の気持ちを届ける。
3月	プレゼント制作	新1年生へのプレゼント制作。

※ボランティアの皆さんのご協力で、手話教室、将棋教室、折り紙あそび教室、昔あそび教室（長期休み）おはなし会（長期休み）・遊べるおもちゃ制作（長期休み）を行う予定です。

各学期末に利用児童全員で児童館内清掃を行います。（庭の草取り、石拾いは定期的）放課後こども教室や行事等は、児童クラブと連携して行う予定です。

3 報告事項（1）和児童館の移転新築事業について

ア 和児童館建設検討委員会

年度	内 容
H30	11月8日 第1回和地区児童館児童建設検討委員会開催 1月24日 第2回和地区児童館児童建設検討委員会開催 3月5日 第3回和地区児童館児童建設検討委員会開催
H31	6月25日 第4回和地区児童館児童建設検討委員会開催 10月25日 第5回和地区児童館児童建設検討委員会開催 12月18日 第6回和地区児童館児童建設検討委員会開催 3月9日 第7回和地区児童館児童建設検討委員会開催（延期）
R2	10月9日 第7回和地区児童館児童建設検討委員会開催 12月17日 第8回和地区児童館児童建設検討委員会開催
R3	11月26日 第9回和地区児童館児童建設検討委員会開催

イ 建物概要について

建設予定地：東御市和 7999-3（旧和保育園跡地）

利用形態：児童館、児童クラブの併設施設（利用最大想定児童数：200人）

遊戯室、学習室、図書室、静養室、児童クラブ室×4（支援単位は2クラブ）

構造・規模：木造平屋建て

延床面積：597.06 m²（児童館分 341.21 m²、児童クラブ分 255.85 m²）

完成予想図：20頁参照

ウ 和児童館建設工事監理業務委託について

監理業務委託業者：滝設計 建築アトリエ

委託期間：令和3年4月20日～令和4年3月31日

契約金額：3,470,000円（税込み）

エ 和児童館建設工事について

建設工事業者：株式会社共栄建設

工事期間：令和3年6月25日（議会議決の日）～令和4年3月15日

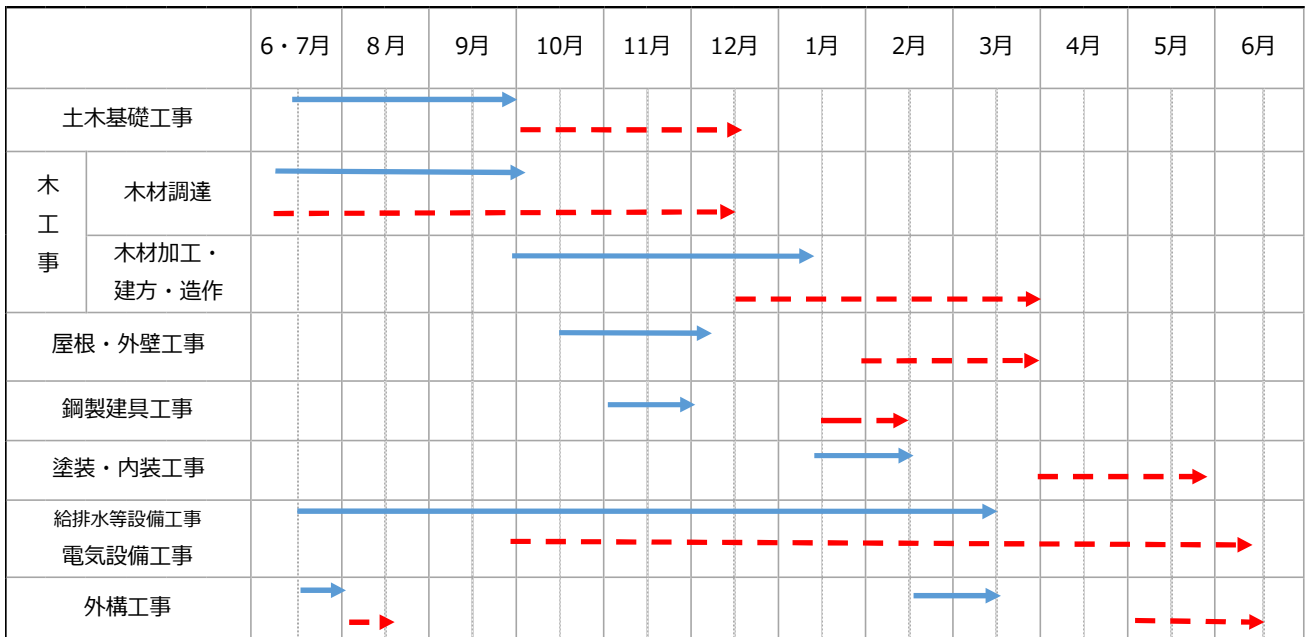
契約金額：163,900,000円（税込み）

オ 和児童館建設工事の進捗状況について

令和3年 6月25日 和児童館建設工事契約（共栄建設）
 7月29日 安全祈願祭（会長、和小学校長出席）
 8月 1日～ 工事着工

○工程表

*新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全国的に木材不足になっており、木材調達に不測の日数を要したため、工期に遅れが生じています。



(棒線：当初工程 点線：実際の進捗及び予定工程)

カ 今後の予定

令和4年 2月中旬日～ 児童館一斉登録期間（～3月中旬日）
 3月上旬日 変更契約（工期延長）
 3月中旬日 和小学校保護者へ工期変更のお知らせ配布
 3月未定日 第10回和児童館建設検討委員会（進捗状況報告、施設視察等）
 4月 1日～ 和児童館新登録者受入れ（現在の場所で）
 5月未定日 新児童館開館案内
 6月以降 竣工検査、竣工式、新和児童館開館

和兒童館完成予想図



3 報告事項（2）令和3年度中における目的外利用状況について

日にち	児童館	目的
10月30日～31日	滋野・柵津	衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査執行
1月9日～10日	滋野	どんど焼き
1月9日	和	どんど焼き

【参考】児童館の利用状況の推移

(単位 人)

年度	児童館名	開館日数	小学校児童数(*1)	登録児童	登録割合(%)	小学生	中学生	乳幼児保護者	高校生	合計	1日平均	小学生1日平均
28年度	田中	287	244	148	60.7	14,428	0	0	0	14,428	50.3	50.3
	滋野	288	132	87	65.9	10,145	9	0	0	10,154	35.3	35.2
	祢津	288	131	91	69.5	14,382	0	0	0	14,382	49.9	49.9
	和	288	370	84	22.7	7,822	8	0	1	7,831	27.2	27.2
	北御牧	288	235	203	86.4	23,830	277	0	0	24,107	83.7	82.7
29年度	田中	286	261	156	59.8	13,486	0	0	0	13,486	47.2	47.2
	滋野	286	122	76	62.3	8,832	59	0	0	8,891	31.1	30.9
	祢津	286	144	98	68.1	14,470	0	0	0	14,470	50.6	50.6
	和	286	358	79	22.1	7,512	4	0	0	7,516	26.3	26.3
	北御牧	286	223	185	83.0	24,001	412	0	0	24,413	85.4	83.9
30年度	田中	288	257	142	55.3	15,088	0	0	0	15,088	52.4	52.4
	滋野	288	129	78	60.5	11,636	36	0	2	11,674	40.5	40.4
	祢津	289	144	96	66.7	13,822	0	0	0	13,822	47.8	47.8
	和	287	359	79	22.0	6,427	9	5	1	6,442	22.4	22.4
	北御牧	288	209	176	84.2	22,066	53	0	0	22,119	76.8	76.6
31年度	田中	286	239	131	54.8	12,572	0	0	0	12,572	44.0	44.0
	滋野	286	125	78	62.4	10,165	11	0	1	10,177	35.6	35.5
	祢津	284	149	99	66.4	12,607	0	0	0	12,607	44.4	44.4
	和	287	352	80	22.7	4,713	0	0	0	4,713	16.4	16.4
	北御牧	286	214	175	81.8	23,027	28	0	0	23,055	80.6	80.5
R2年度	田中	286	220	122	55.5	8,794	0	0	0	8,794	30.7	30.7
	滋野	288	128	66	51.6	7,055	5	0	0	7,060	24.5	24.5
	祢津	288	127	82	64.6	9,388	0	0	0	9,388	32.6	32.6
	和	287	353	56	15.9	3,859	0	0	0	3,859	13.4	13.4
	北御牧	287	206	174	84.5	18,459	58	0	0	18,517	64.5	64.3
R3年度	田中	242	234	123	52.6	8,930	0	0	0	8,930	36.9	36.9
	滋野	242	121	67	55.4	7,285	0	0	0	7,285	30.1	30.1
	祢津	242	135	90	66.7	9,070	0	0	0	9,070	37.5	37.5
	和	242	329	48	14.6	2,467	0	0	0	2,467	10.2	10.2
	北御牧	242	195	162	83.1	17,630	109	0	0	17,739	73.3	72.9

*1 田中、滋野、祢津児童館は、1年生から3年生までの利用としているので、田中、滋野、祢津小学校の児童数は、1年生から3年生までの合計です。

*2 R3年度はR4年1月末時点の数値です。

《全児童館》

(単位 人)

児童館	開館日数(全館)	児童数	登録児童	登録割合(%)	小学生	中学生	乳幼児保護者	高校生	合計	1日平均	小学生1日平均
28年度	1,439	1,112	613	55.1	70,607	294	0	1	70,902	49.3	49.1
29年度	1,430	1,108	594	53.6	68,301	475	0	0	68,776	48.1	47.8
30年度	1,440	1,098	571	52.0	69,039	98	5	3	69,145	48.0	47.9
31年度	1,429	1,079	563	52.2	63,084	39	0	1	63,124	44.2	44.1
R2年度	1,196	1,034	502	48.5	39,761	61	0	0	39,822	33.3	33.2
R3年度(*)	1,210	1,014	490	48.3	45,382	109	0	0	45,491	37.6	37.5

*R3年度はR4年1月末時点の数値です。

○東御市児童館条例

平成 16 年 4 月 1 日

条例第 104 号

改正 平成 20 年 3 月 25 日条例第 15 号

平成 20 年 9 月 29 日条例第 36 号

平成 22 年 3 月 24 日条例第 5 号

平成 23 年 9 月 30 日条例第 15 号

平成 26 年 3 月 26 日条例第 10 号

平成 30 年 3 月 30 日条例第 5 号

令和元年 6 月 28 日条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 3 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定により、児童館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにするため児童館を次のとおり設置する。

名称	位置
田中児童館	東御市県 109 番地
滋野児童館	東御市滋野乙 507 番地 7
柵津児童館	東御市柵津 917 番地 4
和児童館	東御市海善寺 1070 番地 1
北御牧児童館	東御市大日向 338 番地 1

(開館時間)

第 3 条 児童館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 土曜日及びそれぞれの児童館が所在する地区に存する小学校の休業日（学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 29 条の規定で定める夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日をいう。） 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

(2) 前号に掲げる日以外の日 午後 1 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

(休館日)

第 4 条 児童館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要であると認めるときは、臨時に休館日を設け、又は休館日に開館することができる。

(職員)

第 5 条 児童館に館長その他必要な職員を置く。

(職員の任務)

第 6 条 館長は、館務を掌理し、所属職員を指導監督する。

2 館長に事故があるときは、あらかじめ館長が指定する職員が、その職務を代理する。
(利用者の範囲)

第7条 児童館を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する3歳以上18歳未満の者
 - (2) 児童の福祉増進事業に従事する者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- (利用の許可)

第8条 前条第2号及び第3号に規定する者が、児童館を利用しようとするときは、市長に申請して許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

3 第1項により利用の許可を受けた者は、その利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
(利用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しない。

- (1) その利用が児童館の設置の目的に反するとき。
 - (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (4) その利用が児童館を独占し、児童の利用に支障をきたすおそれがあるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、児童館の管理上支障があるとき。
- (許可の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当したとき。
 - (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
 - (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上特に必要があると認めるとき。
- (使用料)

第11条 児童館の使用料は、無料とする。ただし、第2条の目的以外に利用する場合には、別表に定める使用料を徴収することができる。

2 前項ただし書の使用料は、利用する前日までに納付しなければならない。

3 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。
(原状回復の義務)

第13条 利用者又は入場者(以下「利用者等」という。)は、利用が終わったとき又は第10条の規定により利用を中止させられたときは、直ちにその施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者等が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者等の負担とする。

(損害賠償の義務)

第 14 条 利用者等は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、その旨を市長に報告し、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(東御市児童館運営委員会)

第 15 条 児童館の適正かつ円滑な運営に資するため、東御市児童館運営委員会を設置する。

(組織及び任期)

第 16 条 前条の運営委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の東部町児童館条例（昭和 62 年東部町条例第 7 号）又は北御牧村児童館設置及び管理に関する条例（平成 15 年北御牧村条例第 3 号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日条例第 15 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 29 日条例第 36 号）

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 24 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日条例第 10 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日条例第 5 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 28 日条例第 9 号）

(施行期日)

1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）附則第 1 条第 2 号に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東御市児童館条例の規定による利用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第 11 条関係）

1 施設使用料

		使用料	
		4時間まで	8時間まで
北御牧児童館	遊戯室	2,030円	4,070円
	その他の室	1,010円	2,030円
その他の児童館	遊戯室	1,220円	2,240円
	その他の室	610円	1,120円

備考 営利を目的とする利用の貸出は、上記の使用料の額の3倍とする。

- 2 冷暖房使用料 市長が別に定める実費相当額
- 3 照明使用料 市長が別に定める実費相当額

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東御市児童館条例（平成 16 年東御市条例第 104 号。以下「条例」という。）

第 17 条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可)

第 2 条 条例第 8 条第 1 項の規定により許可申請をしようとする者は、利用する 3 日前までに別記様式により市長に申請するものとする。

(遵守事項)

第 3 条 児童館を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物、設備、器具等をき損しないこと。
- (2) 使用後は、必ず整とんすること。
- (3) 火気に注意すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、館長の指示に従うこと。

(冷暖房使用料等の額)

第 4 条 条例別表の 2 及び 3 に規定する市長が別に定める実費相当額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第 5 条 条例第 12 条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。ただし、別表に定める冷暖房使用料及び照明使用料は、減免の対象としない。

- (1) 社会福祉関係の団体が、その事業目的のため利用するとき。
- (2) 社会教育関係の団体又は文化団体が、その事業目的のため利用するとき。
- (3) 公益上必要と認める機関及び団体が、その事業目的のため利用するとき。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(報告)

第 6 条 館長は、毎月の児童館の運営状況を翌月 5 日までに市長に報告しなければならない。

(運営委員会)

第 7 条 条例第 15 条に規定する運営委員会の委員は、行政機関、教育機関、市民団体及び識見を有する者等のうちから市長が委嘱する。

(役員)

第 8 条 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 9 条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の東部町児童館条例施行規則（昭和 62 年東部町規則第 4 号）又は北御牧村児童館管理規則（平成 15 年北御牧村規則第 3 号）の規定に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第 4 条関係）

		冷暖房使用料	照明使用料
		1 時間当たり	
北御牧児童館	遊戯室	300 円	無
	その他の室	150 円	無
その他の児童館	遊戯室	施設使用料の 2 割	1 回 200 円
	その他の室	施設使用料の 2 割	1 回 200 円